

# 一般競争入札説明書

この入札説明書は、岩手県が発注する委託業務契約に関し、一般競争入札に参加しようとする者（以下、「入札参加資格者」という）が熟知し、かつ遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

## 1 競争入札に付する事項

- (1) 業務名 岩手県立盛岡工業高等学校定時制スクールバス運行業務委託
- (2) 履行場所 盛岡市羽場 18 地割 11 番地 1  
岩手県立盛岡工業高等学校
- (3) 履行期間 令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 3 1 日
- (4) 業務概要 定時制生徒の通学に係るスクールバス運行業務  
(自動車の提供、運行、及び自動車の点検整備等)

## 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満たし、この業務委託に係る競争入札参加資格の確認を受けた者のみが、この業務委託の入札に参加することができます。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 に規定する者でないこと。
- (2) 道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）の規定による営業許可を有し、片道運行において、20 名の生徒が 1 回に乗車できる自動車を保有する者であること。
- (3) 申請書等の提出月日（以下「資格確認日」という。）から起算して過去 2 年間、道路運送法の規定による事業の停止、免許の取り消しを受けていないこと。
- (4) 岩手県内に本店、支店又は営業所を有する者。
- (5) 法人県民税及び法人事業税等の滞納がないこと。
- (6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがなされている者（同法第 41 条第 1 項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがなされている者（同法第 33 条第 1 項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (7) 一般競争入札参加申請書の提出の日から落札決定の日までの期間に、岩手県から一般委託契約に係る入札参加制限措置基準（平成 23 年 10 月 5 日出第 116 号）に基づく入札参加制限又は文書警告に伴う入札に参加できない措置を受けていない者であること。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、同条第 6 号に規定する暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者でないこと。

## 3 入札の方法等

- (1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 入札書は県の示す様式により、1 日の往復運行単価で入札に付すること。落札決定に当たっては、当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載するものとする。
- (3) 入札は本人又は代理人によって行い、郵送、電報、電送その他の方法による入札は認めない。入札書には、氏名（法人にあっては商号又は名称）を記載すること。
- (4) 代理人により入札に関する行為をさせようとする者は、入札書提出の前に委任状を提出しなければならない。
- (5) 入札執行回数は、特に定めないものとする。

## 4 入札保証金

- (1) 入札参加者は、入札金額に運行予定日数（189 日）を乗じた金額の 100 分の 110 に相当する金額の 100 分の 3 以上の金額を岩手県会計管理者（岩手県立盛岡工業高等学校出納員）に、入札執行前に納付しなければならない。

ただし、入札参加者が保険会社との間に岩手県を被保険者とする入札保証契約を締結し、当該保

険証券を提出したときは、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

- (2) 落札者以外の入札保証金は、開札（再度入札の開札含む。）終了後に当該入札参加資格者又は代理人に還付する。

また、入札参加資格者又は代理人が入札保証金を受領するに当たっては、入札保証金受領証（収入印紙 200 円貼付）を提出すること。

なお、落札者については、契約締結後において還付する。

- (3) 入札保証金は、落札者が契約を締結しないときは、岩手県に帰属する。

## 5 入札書に関する事項

入札書は、次のことを表示し押印すること。

- (1) 入札年月日
- (2) 入札参加者の住所、氏名及び印（法人の場合は、所在地、商号又は名称、代表者の氏名及び印）
- (3) 入札金額
- (4) 入札金額の内訳（時間制運賃及びキロ制運賃）
- (5) 件名
- (6) 入札書の宛名は、「岩手県立盛岡工業高等学校長」とする。

## 6 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 競争入札の参加資格のない者がした場合
- (2) 入札金額が判別できない場合
- (3) 入札保証金を納付せず（納付を免除された者を除く。）、又は金額が不足した場合。
- (4) 入札書に所定の記名押印のない場合
- (5) 入札金額を訂正した場合
- (6) 誤字脱字等により必要事項が確認できない場合
- (7) 入札件名の表示に重大な誤りがある場合
- (8) 同一入札の参加者又は代理人が 2 つ以上の入札をした場合
- (9) 無資格者又は無権代理人が入札した場合
- (10) その他の入札に関する条件に違反して入札した場合

## 7 落札者の決定方法

- (1) 本件委託業務に係る入札公告及び入札仕様書で示した要件の全てを満たしている入札者であって、岩手県会計規則（平成 4 年岩手県規則第 21 号）第 100 条の規定により、作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。

## 8 契約に関する事項

- (1) 契約書は、岩手県会計規則第 100 条の規定に基づく積算価格を算定の基礎とし、落札価格の金額をもって当該業務の契約金額として作成する。
- (2) 落札者は、契約保証金として契約額の 100 分の 5 以上の額を、契約締結日までに納付しなければならない。  
ただし、落札者が保険会社との間に岩手県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該保険証券を提出したときは、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (3) 契約保証金は、契約の相手方が契約を履行しないときは岩手県に帰属する。
- (4) 入札保証金を納付したものと契約する場合、入札保証金を契約保証金に充当することができる。

## 9 その他

- (1) 入札参加者又は契約の相手方が本件調達に関した費用については、全て入札参加者又は契約の相手方が負担するものとする。
- (2) 入札等に関する事務担当及び問い合わせ先  
岩手県立盛岡工業高等学校 主任主査 板垣幸規  
郵便番号 020-0841 盛岡市羽場 18 地割 11 番地 1  
電話番号 019-638-3141